

函館市臨海研究所研究室使用者募集審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市臨海研究所条例(平成18年函館市条例第61号。以下「条例」という。)および函館市臨海研究所条例施行規則(平成18年函館市規則第114号。以下「規則」という。)に定める函館市臨海研究所(以下「研究所」という。)の研究室の使用の募集および審査等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(研究室の使用者の募集)

第2条 研究室の使用者の募集(以下「使用者の募集」という。)は、広報誌への掲載、大学等への掲示、新聞などにより適宜おこなうものとする。

2 使用者の募集は、次に掲げる事項を提示して行うものとする。

- (1) 研究室の所在地
- (2) 研究室の区画数および使用料
- (3) 使用者の範囲
- (4) 使用条件
 - ア 使用許可期間
 - イ 使用者が負担する費用
 - ウ その他施設の管理上必要な事項
- (5) 使用許可申請書の提出期間および提出場所
- (6) 使用許可申請に必要な書類
- (7) 使用者の決定方法等
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要な事項

3 使用者の募集期間は、1回の募集につき概ね1月とする。ただし、当該期間中、応募者が定員に達しないときは、募集の期間を1月を単位として延長するものとする。

4 前項の募集の期間終了後に使用許可申請書の提出があったときは、これを使用許可申請をした者に返戻するものとする。ただし、当該期間後に使用者の募集をすることが明らかなきときは、この限りでない。

(研究計画書)

第 3 条 規則第 4 条第 1 項および規則第 7 条第 1 項の申請書に添付する研究計画書は、別記第 1 号様式によるものとする。

(研究室の使用許可の資格審査)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の研究室を使用しようとする者の資格についての審査は、募集期間終了後に、使用許可申請をした者およびその事業について、研究意欲および研究内容ならびに技術水準の観点から行うものとし、その項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資格要件
- (2) 研究推進能力
- (3) 研究内容
- (4) 技術水準
- (5) その他の事項

2 資格審査は、概ね募集期間終了後 1 月以内に行うものとする。

3 資格審査の基準は、別に定める。

(使用許可更新の審査)

第 5 条 条例第 6 条第 3 項ただし書の許可更新を行うときは、前条に準じ資格審査委員会へ諮問するものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 27 日から施行する。